

品川・生活者ネットワーク区議会議員 井上八重子の区議会レポート

●品川・生活者ネットワーク区議会議員 井上八重子の区議会レポートNo.86 ●2014年1月15日発行 ●発行責任者／民主・改革ネット稻川貴之／〒140-8715東京都品川区広町4F TEL.03-5742-6814 FAX.03-5743-2727 minsyu.s@titan.ocn.ne.jp http://www.m57426814.com/



品川・生活者ネットワーク区議会議員
合同会派「民主・改革ネット」副幹事長

井上 八重子

<http://inoue.seikatsusha.net/>

■お問い合わせ／連絡先

品川・生活者ネットワーク

〒142-0043品川区二葉1-10-11

TEL.03-5751-7105

FAX.03-5751-7106

shinagawa@seikatsusha.net

<http://shinagawa.seikatsusha.net/>

■政治の主役は市民です。生活者ネットワークは、まちに暮らす人々の声をもとに具体的な政策を提案する参加型政治を進め、品川を市民が自治するまちに変えるために活動しています。生活者ネットの議員は最長でも3期12年で交代し、議員を職業化・特権化しません。

HOT NEWS

共に育ち、共に生きる 地域社会をめざして

品川区議会議員 井上八重子



▲「分ける・分けられない学びの場をめざす、実現する」
をテーマに、障がい者支援関連法制に携わった前衆議院議員の石毛鏡子さんに聞いた。主催：品川・共に学び育つ社会をめざす会。2013年11月9日

国連・障がい者権利条約採択から丸7年となる2013年12月、ようやく日本も同条約を批准。先行して進められた国内法制と相まって、障がい者制度が大きく変わろうとしています。障がいのある人も等しく、かけがえのない個人として尊重され、その人らしい生活が保障される社会を実現するためには、市民ができることを学習し、議会質問につなげました。

2011年7月、障がい者の自立と社会参加を推進する理念法「障がい者基本法」は、障がい者に難病の人を加え、伝達手段として手話を定義し、障がいの有無によって分けられない個人の尊重と障がい者の置かれた困難を「社会の障壁」と捉え、その障壁除去を義務づけて（合理的配慮）、国連・障がい者権利条約の理念を盛り込み改正されました。

障がいの有無による教育分離は改善されるか

「障害者基本法」16条には、共に学ぶことが基本であることが明記され、昨年9月、学校教育法施行令の一部を改正。それまでの原則分離から「本人・保護者の意見を最大限尊重し、可能

な限りその意見を実現しなければならない」と改正されました。障がいのある子もない子も地域の友だち関係を通して、日頃から共に学び、遊び、働き、生きる自然な関係が成立する社会の実現をこの法は求めているのです。

しかし、現実には就学相談で地元の学校は不適当と判断され、子どもの関係が分断されることに納得できないと保護者が涙する姿が今なお続いている。問題は、教育委員会が個別に、総合判断のもとで決定することを前提にしている点にあり、制度の不備は明らかです。共に育つ保育、学習環境の実現に向けて、地域から市民が「最大限の尊重」を後押しする、そのため必要な取り組みを始めなくてはなりません。

総合支援・差別解消法で変わる障がい者制度

就学相談に限らず、差別にあたると思われる事例が多数存在する中、ようやく「差別解消法」

（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）、「総合支援法」が成立し、自治体に「障がい福祉計画」の策定を義務づけています。区はこの計画の策定を2014年度中に予定しており、年明けに公募委員を募集、3月には「策定委員会」を設置します。13年度は、障がい者対象に障がい種別ごとに無作為抽出した5119人に日常の暮らし方やサービス利用状況について聞く基礎調査を行い、298人から回答を得ています。

担当部長は①障がい者枠の考え方ではない②障がいに対する理解不足からくる偏見や誤解が障がい者差別の根底にあるので、正しい理解の啓発を促進する。努力規定である支援策は考えていない③条例ではなく「人権尊重都市品川宣言」の普及・啓発で差別の解消に努める——と、いずれも消極的まる答弁でした。

当事者参画でつくる! 障がい者差別禁止条例

12年には生活者ネットワークの要望で、区の物品リストに「手洗い用に着色料や酸化防止剤などを使っていない無添加石けん」が掲載されるようになりましたが、使用実態を見ると依然としてレモン石けんが多く、まだまだ無添加石けんの使用は広がっていません。また、給食での食器洗い洗剤は委託業者が選択するとの回答があり、業者が選択するとの回答があり、業者任せの実情は問題です。選ぶ根拠では「区の物品リストから選択」が最も多く（小中学校で53%、幼稚園・保育園・児童センター合計では96%）、環境や健康への配慮が基準となるようなリストの書き表し方など、さらに工夫が必要であることなどがわかりました。

第4回定例会一般質問では、公募委員に障がい者枠を設けること②不当な差別の解消に自治体支援策である「相談・紛争解決の体制整備」「障がい者差別解消支援地域協議会」を設置すること③障がい者差別禁止条例の策定——を求めました。

担当部長は①障がい者枠の考

えはない②障がいに対する理解不足からくる偏見や誤解が障がい者差別の根底にあるので、正しい理解の啓発を促進する。努力規定である支援策は考えていない③条例ではなく「人権尊重都市品川宣言」の普及・啓発で差別の解消に努める——と、いずれも消極的まる答弁でした。

22施設から回答を得ました。

保育園・学校など施設石けん使用状況を聞くアンケートを実施

品川・生活者ネットワーク石けん部会が中心になり、2013年7月~8月に品川区の子どもたちが通う学校や保育園など144施設に洗剤・石けん使用状況などを聞くアンケート調査を実施し、1

すでに千葉県、北海道といつた道県に加え、さいたま市や王子市でも障がい者差別を禁止する条例が制定されています。

「人間がつくりあげた差別は人間の理性と良心によつて必ずや解消できることを我々は確信する」という区の宣言だけでは差別の解消の具体的な手立てにはなりません。品川区の特色にあわせて、当事者参画で差別事例を集め、正しい理解と合理的配慮・制度転換こそが求められています。生活者ネットワークは、今後の区の取り組みを注視するとともに、当事者・市民発で共生社会の実現に向けた提案を進めます。

Information

洗剤調査報告&学習会 ～子どもの健康を守る洗剤選び～

講師：里見 宏さん（健康情報研究センター代表）
日時：2014年2月15日（土）14:00～16:00
場所：荏原第五区民集会所3階第1集会室
品川区二葉1-1-2 ☎03-3785-2000
東急大井町線下神明駅下車徒歩2分
参加費：500円
保育：8名～10名（1人500円）
●主催・お問合せ
生活クラブ運動グループ品川地域協議会
☎03-5751-7105